

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ（小型魚）」の漁獲量等の公表について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 31 条に基づき、本県の知事管理区分における漁獲量等を公表します。

令和 8 年 2 月 9 日

富山県知事 新田 八朗



- 1 特定水産資源の種類
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚
- 2 管理期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
- 3 対象となる知事管理区分及び期間
新湊漁業協同組合（定置漁業）
令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- 4 知事管理区分の知事管理漁獲可能量に対する漁獲量の総量の割合
95 パーセント（A/B）
漁獲量 37.23 トン（A）
知事管理漁獲可能量 39.23 トン（B）